

公社債・公社債投資信託の税制変更に関するお知らせ

個人投資家の皆様へ

2016年(平成28年)1月1日からの公社債・公社債投資信託の税制変更に関するお知らせです。
5つの変更点をおさえておきましょう。

変更点1 公社債・公社債投資信託の課税方式が大きく変わります。

① 公社債の課税方式の変更

日本国債や公募社債などの一定の公社債(税法上は「特定公社債」といいます。)については、以下の課税方式に変更されます。



利子

利子所得(源泉分離課税)
源泉徴収税率:20.315%

利子所得

(申告分離課税又は申告不要)
源泉徴収税率:20.315%

譲渡益
(償還益)

非課税(償還益は総合課税)

上場株式等の譲渡所得等
(申告分離課税)

譲渡損
償還損

損失はなかったものとされる

外貨建て公社債の為替差損益を含みます。

※一般公社債(一定の私募債など)については、上記と異なる課税方式となりますので、詳細は証券会社等にお尋ねください。



② 公社債投資信託の課税方式の変更

公募公社債投資信託については、以下の課税方式に変更されます。

収益分配金

利子所得(源泉分離課税)
源泉徴収税率:20.315%

利子所得

(申告分離課税又は申告不要)
源泉徴収税率:20.315%

譲渡益・解約益
償還益

譲渡益は非課税。

上場株式等の譲渡所得等
(申告分離課税)

譲渡損・解約損
償還損

損失はなかったものとされる

外貨建て公社債投資信託の為替差損益を含みます。

※私募の公社債投資信託については、上記と異なる課税方式となりますので、詳細は証券会社等にお尋ねください。

解説1

特定公社債とは

	発行地	発行体の 所在国	主なもの
特定公社債	国内発行	日本	日本国債、地方債、政府関係機関債、公募普通社債など
		海外	公募円建て外債(サムライ債)など
	海外発行		売出債、私売出債の一部 (購入時から他社への移管をしていないもの)
一般公社債			特定公社債以外の公社債(平成28年1月1日以後に発行した一定の私募債など)

※平成27年12月31日以前に発行されたものは、同族会社が発行したものを除き、すべて特定公社債に該当します。

変更点2

損益通算の範囲が拡大します。

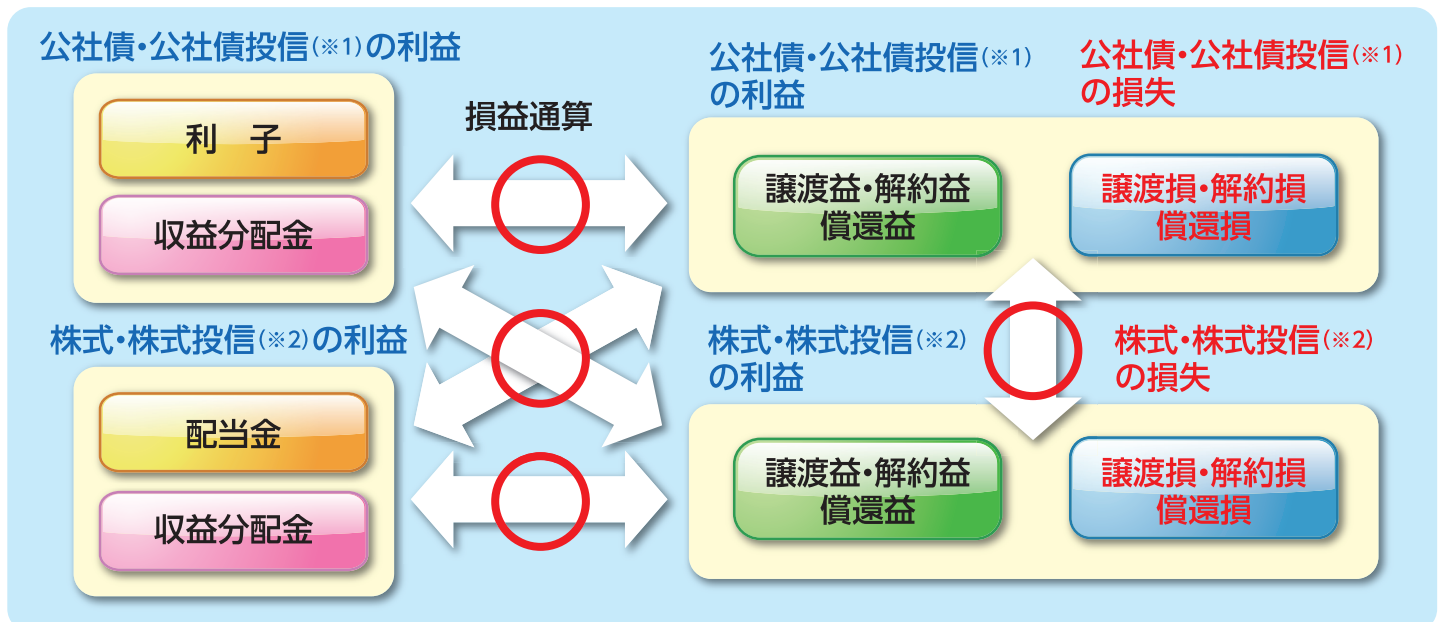


①平成27年12月31日まで



②平成28年1月1日から

※1 特定公社債、公募公社債投信 ※2 上場株式、公募株式投信



変更点3

特定口座の対象範囲が拡大します。



特定口座 □座内で損益通算ができます

株式^(※1)の配当金

株式投信・公社債投信^(※2)
の収益分配金

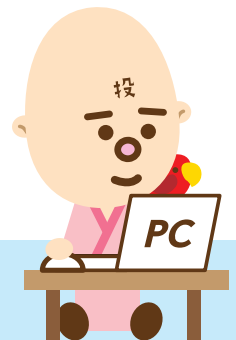
公社債^(※3)の利子

株式^(※1)・株式投信・公社債投信^(※2)・
公社債^(※3)の譲渡益・解約益・償還益

株式^(※1)・株式投信・公社債投信^(※2)・
公社債^(※3)の譲渡損・解約損・償還損

配当金・分配金・利子は特定口座(源泉徴収あり)の場合にのみ受入れ対象となります。

- ※1 上場株式・ETF・REITに限ります。
- ※2 公募の株式投信・公募の公社債投信に限ります。
- ※3 特定公社債に限ります。



解説2 特定口座とは

特定口座制度とは

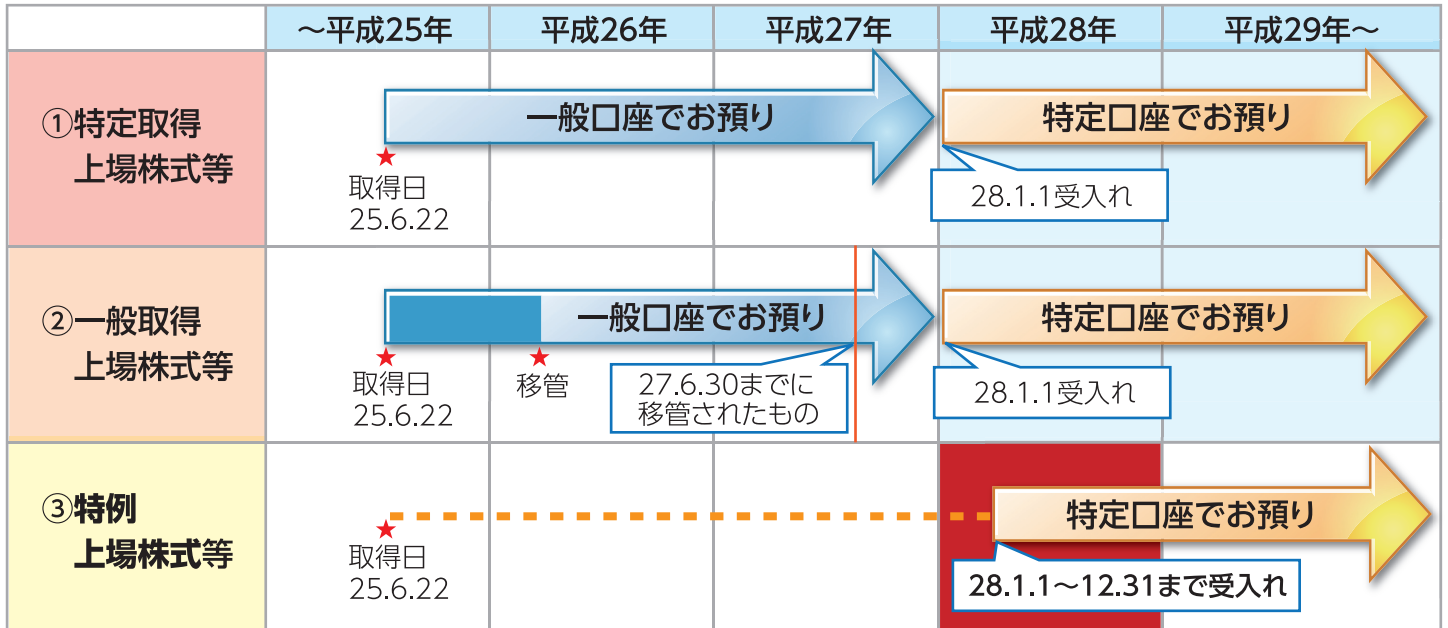
- 特定口座制度は、納税にかかわる負担を軽減するために設けられた制度です。
- 特定口座は、証券会社ごとに開設することができます。
- 特定口座を開設すると、証券会社は、特定口座内における上場株式等の譲渡損益を管理し、年間の損益を計算した「特定口座年間取引報告書」をお客様と所轄の税務署へ交付します。
- 特定口座を開設する時には、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のいずれかをご選択いただけます。

特定口座	源泉徴収あり	証券会社等が納税・投資家は確定申告不要 (投資家自身が特定口座年間取引報告書で簡易申告を行うことも可)
	源泉徴収なし (簡易申告)	投資家ご自身が納税・特定口座年間取引報告書で簡易申告 (譲渡損益の計算は証券会社等が行います。利子や配当との損益通算などの計算や納税手続きはご自身で行います。)
一般口座		投資家ご自身が納税・確定申告 (譲渡損益、利子や配当等の損益通算などの計算や納税手続きをすべて投資家ご自身が行います。)

変更点4

現在お持ちの公社債等を特定口座に預け入れることができます。

預入には、条件や期限があり、一定の手続きが必要となりますので、早目に証券会社等に相談しましょう。なお、特例上場株式等の特定口座の預け入れは1年間に限られています。



① 特定取得上場株式等	平成27年12月31日までに証券会社等を通じて取得し、その証券会社等で継続管理されている公社債等
② 一般取得上場株式等	移管や持ち込みをした公社債等(平成27年6月30日までに移管などをしたものに限る) ※公社債については、発行日又は売出日に購入し、同日に入庫したものに限りこととされているため、一般取得上場株式等に該当するケースはほとんどありません。
③ 特例上場株式等	①及び②以外で一定の公社債等

変更点5

割引債の償還益に係る税制が大きく変わります。



①平成27年12月31日まで

課税方式	18%源泉分離課税 (雑所得)
源泉徴収	発行時
一般口座	償還差益×18%
特定口座 源泉徴収あり	利用不可
特定口座 源泉徴収なし	利用不可

②平成28年1月1日から

課税方式	20.315%申告分離課税 (株式等の譲渡所得等)
源泉徴収	償還時
一般口座	償還金額×みなし割引率(注) ×20.315%
特定口座 源泉徴収あり	償還差益×20.315%
特定口座 源泉徴収なし	源泉徴収なし (確定申告で納税)

(注) みなし割引率は25%(償還期間が1年以内のものは0.2%)

マイナンバー制度についてのお知らせ

平成28年1月より、社会保障・税番号制度が導入され、国民一人一人に個人番号が割り当てがなされ、税分野や社会保障分野で活用されます。証券会社などで公社債の利子、株式の配当金、投資信託の収益分配金や有価証券の売却金・償還金などを受け取る場合、投資家は、あらかじめ、個人番号を証券会社に提供する義務があります(既に証券会社に口座を開設している方も対象です)。

個人番号を提供するときには、自分の個人番号を証明する書類が必要になるほか、身分証明証などが別途必要になることがあります。具体的な手続は証券会社などにお問い合わせください。

詳細はお取引のある証券会社等の金融機関又は税務署等にご相談ください。